

表13. 平成14年度 不納欠損処分額の課税年度別内訳

(単位：千円)

区 分	10年度以前		11年度		12年度		13年度		14年度		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金額	件数	金 額
個人県民税	3,384	58,544	13	218	9	83	13	126	-	0	3,419	58,972
法人県民税	49	1,500	3	37	1	20	1	20	-	0	54	1,577
個人事業税	66	5,200	1	59	2	56	-	0	-	0	69	5,315
法人事業税	14	4,514	-	0	-	0	-	0	-	0	14	4,514
不動産取得税	58	14,215	-	0	-	0	-	0	-	0	58	14,215
自動車税	1,745	57,352	8	202	3	50	1	33	3	10	1,760	57,647
軽油引取税	1	2	-	0	-	0	-	0	-	0	1	2
料理飲食等消費税	4	56	-	0	-	0	-	0	-	0	4	56
特別地方消費税	64	766	-	0	-	0	-	0	-	0	64	766
小 計	5,385	142,149	25	516	15	208	15	179	3	10	5,443	143,063
過少申告加算金	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
不申告加算金	13	59	-	0	-	0	-	0	-	0	13	59
重 加 算 金	6	1,609	-	0	-	0	-	0	-	0	6	1,609
小 計	19	1,669	-	0	-	0	-	0	-	0	19	1,669
合 計	5,404	143,818	25	516	15	208	15	179	3	10	5,462	144,732

表14. 平成14年度 不納欠損処分額の事由別内訳

(単位：千円)

区 分	法 第 1 5 条 の 7 第 4 項							
	第 1 号		第 2 号		第 3 号		小 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
個 人 県 民 税	458	10,034	179	3,034	245	6,640	882	19,708
法 人 県 民 税	11	196	-	0	-	0	11	196
個 人 事 業 税	4	1,190	6	818	7	935	17	2,943
法 人 事 業 税	1	73	-	0	-	0	1	73
不 動 産 取 得 税	18	8,538	-	0	2	247	20	8,785
自 動 車 税	22	621	18	474	36	1,174	76	2,270
軽 油 引 取 税	-	0	-	0	-	0	-	0
料 理 飲 食 等 消 費 税	-	0	-	0	-	0	-	0
特 別 地 方 消 費 税	-	0	-	0	-	0	-	0
小 計	514	20,651	203	4,326	290	8,996	1,007	33,974
過 少 申 告 加 算 金	-	0	-	0	-	0	-	0
不 申 告 加 算 金	-	0	-	0	-	0	-	0
重 加 算 金	-	0	-	0	-	0	-	0
小 計	-	0	-	0	-	0	-	0
合 計	514	20,651	203	4,326	290	8,996	1,007	33,974

区 分	法第15条の7第5項		法第18条		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
個 人 県 民 税	76	1,531	2,461	37,733	3,419	58,972
法 人 県 民 税	11	419	32	962	54	1,577
個 人 事 業 税	3	115	49	2,257	69	5,315
法 人 事 業 税	4	2,384	9	2,057	14	4,514
不 動 産 取 得 税	10	2,756	28	2,674	58	14,215
自 動 車 税	52	1,613	1,632	53,764	1,760	57,647
軽 油 引 取 税	1	2	-	0	1	2
料 理 飲 食 等 消 費 税	-	0	4	56	4	56
特 別 地 方 消 費 税	-	0	64	766	64	766
小 計	157	8,819	4,279	100,270	5,443	143,063
過 少 申 告 加 算 金	-	0	-	0	-	0
不 申 告 加 算 金	-	0	13	59	13	59
重 加 算 金	5	1,235	1	374	6	1,609
小 計	5	1,235	14	433	19	1,669
合 計	162	10,055	4,293	100,703	5,462	144,732

地方税法第15条の7第1項・・・滞納処分の執行停止要件

- ・ (第1号) 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- ・ (第2号) 生活を著しく窮乏させる恐れがあるとき。
- ・ (第3号) 滞納者の住所及び財産がともに不明の場合。

なお、滞納処分の執行停止後、その処分が取り消されないで3年を経過すれば 納税義務は消滅する。

地方税法第15条の7第5項・・・納税義務の即時消滅

解散や廃業をした法人で処分する財産がないとき等、職権により即時に消滅させること。

地方税法第18条・・・時効による消滅

時効中断等の措置がとられない限り、発生から5年の経過により消滅する。

時効の中断は、納入の告知、請求、催告、差押、その他、納税者の承認による納税猶予の申請納付、誓約書の提出、一部納付等による。

不納欠損処分額は、法第41条の規定により市町村が賦課徴収する個人県民税を別にすれば、毎年自動車税が第一位で、平成14年度も57,467千円の多額に達しており、処分総額の約7割近い金額となっている。

なお、平成13年度の処分額が40,946千円、12年度が36,658千円であったことからすれば、14年度は著しく増加している。この増加の理由について当初明確な理由が把握できなかったが、調査を依頼したところ以下のような説明であった。

不納欠損処分額が増加した平成14年度に対応する5年前の平成9年度に使用されていない自動車の自主抹消の推進のために課税取消の取扱いの見直しを行ったが、県が意図した効果が得られず、結果として、自主抹消につながらず、収入未済額が増加し、不納欠損処分額の増加要因となっている。

具体的には、下記のような変更が行われていた。

平成8年度以前 車検期限を6ヶ月経過してなお抹消されないものを対象。

平成9年度～ 初度登録から7年以上経過し、且つ、車検期限後12ヶ月経過してもなお登録抹消がされないものを対象
*納税の告知をすることにより、自主納税や自主抹消登録の促進を目指した。

平成11年6月～ 思うように成果が得られず、課税取消の対象とする車検期限を12ヶ月から従前の6ヶ月に見直しを行った。

滞納の原因が、所在不明や転売等の場合の案件については、上記9年度及び10年度の2年間の取扱い見直しによるものが含まれており、そのため14年度の不納欠損処分額が増加した一要因と考えられるという内容であった。

本来的には、毎年の各種統計数値の増減内容等について普段からの詳細な分析が必要である。さらに上記のようなケースについて言えば、課税保留期間の変更を行ったのであるから、それに伴う影響額すなわち、9年度における課税保留額の増減内容の詳細な分析が必要であろうし、そのような分析を通じて、14年度の不納欠損額へ及ぼした影響等も明らかにされてくるであろう。また、詳細な分析を通じて仮に上記以外の増加原因が明らかになれば、その増加原因に対処していくことが可能となるわけである。

ここで強調したいことは、現在経済環境が非常に厳しい状況であり、下記の(2)でも述べるように滞納額並びに不納欠損処理額が増えていくのはある程度止むを得ないことであろうが、その増加の原因についての詳細な分析を実施し、それに対処していこうという姿勢が大切だということである。実際には分析を行ったからといって即座にその対処方法が見出せるわけでもな

いであろうが、滞納額や不納欠損処理額に限らず様々な結果データについては、それぞれ入念な検証を必ず行うべきだということである。

(2) 自動車税の滞納徴収率について

平成14年度における都道府県別の自動車税の徴収状況（徴収率）は、前出表11「平成14年度全国での税目別収入ランキング」のとおりであるが、佐賀県の場合現年度分が98.24%で全国で24位であるのに対し、滞納繰越分（前年度以前に発生した収入未済額の繰越分）の徴収率は17.18%で、全国最下位である。

何故最下位であるのかということについては、様々な原因となりうる事項が考えられ、上記（1）の平成9年度10年度における課税保留の取扱いの変更等も大きく影響しているものと考えられる。

経済情勢が厳しい中、全国的に徴収率が悪化しているわけであるが、その中で佐賀県が特に悪いという結果が出ているわけであるから、その原因は徹底的に追及されなければならない点である。その原因は何なのかが解明されない限り適切な対処を行うことは出来ないであろう。

(3) 滞納原因の分析について

平成14年度末の自動車税の滞納繰越分の原因別状況について3県税事務所分を比較したものが以下の表である。

表15. 平成14年度末の自動車税滞納繰越分の滞納原因別状況について

滞納の原因	佐賀県税事務所			唐津県税事務所			武雄県税事務所		
	件数	金額	同左%	件数	金額	同左%	件数	金額	同左%
納税意識の欠如	2,360	78,418	22.69	370	11,687	14.47	121	3,784	2.23
資力不足	1,882	58,899	17.04	370	11,444	14.16	1,776	57,893	34.05
常時不在	1,215	40,412	11.69	393	12,438	15.40	493	16,956	9.97
事業不振	1,296	39,900	11.54	172	4,947	6.12	382	11,724	6.90
住所不明	1,172	36,152	10.46	295	8,858	10.96	674	20,715	12.18
生活困窮	763	22,888	6.62	416	11,674	14.45	392	12,483	7.34
未接触	479	16,342	4.73	51	1,557	1.93	89	3,285	1.93
譲渡又は転売	296	9,907	2.87	106	3,233	4.00	351	11,690	6.88
県外転出	296	9,768	2.83	75	2,212	2.74	298	8,872	5.22
名義貸し	164	5,586	1.62	107	3,570	4.42	109	3,767	2.22
会社倒産(法人)	238	5,439	1.57	47	1,129	1.40	220	5,313	3.12
本人死亡	178	5,161	1.49	55	1,321	1.64	100	2,711	1.59
納付誓約不履行	140	4,369	1.26	61	1,834	2.27	148	4,882	2.87
その他	156	4,550	1.32	78	2,736	3.39	50	1,804	1.06
上記以外	261	7,854	2.27	83	2,151	2.66	141	4,146	2.44
合計	10,896	345,645	100.00	2,679	80,791	100.00	5,344	170,025	100.00

滞納整理の促進のためには、まずは滞納となっている事由を的確に把握することが最も重要である。3県税事務所の自動車税について原因別分類表を比較検討してみたところ分布の状況はさまざま滞納原因が的確に把握されているようには見受けられない。

例えば佐賀県税事務所では、他の県税事務所に比べ、納税意識の欠如 22.7%（この比率が際だって高い）、次ぎに事業不振 11.5%、未接触 4.7%等の比率が高い。唐津県税事務所では、常時不在 15.4%、生活困窮 14.5%等の比率が高い。

武雄県税事務所では、資力不足 34.1%、譲渡または転売 6.9%等の比率が高くなっている。

県の県税徴収対策実施要領は、早期滞納整理を図るため、まずは滞納原因の的確な把握が重要であることが強調されている。こういった観点からも、滞納原因の分類を、よりの確に行われることが望まれる。正確なデータ収集が行われなければ実状を十分に把握することは不可能であり、その実状に適切に対処することはできないであろう。

4. 個人県民税における市町村との連携について（監査意見）

平成14年度末現在の個人県民税の収入未済額は県全体で9億66百万円で、全体の収入未済額の約47%をも占め、第1位である。

個人県民税は、個人市町村民税を賦課徴収する各市町村が徴収する形になっており、県は市町村に対して賦課徴収に関する費用を補償するため徴収取扱費を市町村に交付している（法47条）。

各県税事務所としては、基本的には各市町村の業務ということから、共同催告・共同徴収等の形で連携しているが（表17「平成14年度個人県民税の徴収対策（実績）」参照）、各市町村の地域性や取組み方などにより徴収率に差が見られ、県内市町村毎の徴収率の順位も毎年あまり変動はない（表16「個人県民税について市町村ごとの収入未済額並びに収入歩合の一覧表」参照）。

このため、滞納率の高い市町村については、市町村から担当者を研修者として受け入れたり、県から一定期間指導に赴いたりするなど、徴収事務に関するノウハウの伝授も積極的に行っていくべきであろう。

税の徴収事務は自治の根幹であり、県として市町村における徴収対策が確立されるよう連携強化に努められたい。

表16. 個人県民税について市町村ごとの収入未済額並びに収入歩合の一覧表

(収入歩合とは、徴収すべき金額に対する収入額の割合を表わす)

(単位：千円、%)

市町村名	平成12年度			平成13年度			平成14年度		
	収入未済額	収入歩合	歩合順位	収入未済額	収入歩合	歩合順位	収入未済額	収入歩合	歩合順位
佐賀市	199,536	92.82	26	204,850	92.54	23	204,838	92.14	26
鳥栖市	74,965	92.15	30	78,753	91.65	29	83,673	90.98	29
多久市	23,499	90.67	40	24,256	90.21	40	27,295	88.29	41
諸富町	12,192	92.56	27	11,331	91.84	27	11,159	92.62	21
川副町	35,614	85.12	49	35,067	84.36	49	32,912	84.85	47
東与賀町	6,568	92.50	28	7,052	91.44	31	9,269	89.28	38
久保田町	7,292	92.21	29	8,115	91.51	30	8,666	90.56	31
大和町	33,603	88.99	44	32,247	90.77	35	36,232	89.47	37
富士町	1,017	98.35	2	795	98.52	3	1,073	98.09	3
神埼町	17,282	93.76	20	17,512	93.80	16	17,032	93.46	16
千代田町	5,093	96.56	8	5,824	96.24	8	7,673	94.79	13
三田川町	12,793	92.08	31	14,080	91.21	33	13,214	90.71	30
東脊振村	4,336	94.40	17	4,276	94.57	15	4,357	94.37	14
脊振村	425	98.02	5	293	98.58	2	215	98.97	1
三瀬村	71	99.57	1	159	98.97	1	281	98.27	2
基山町	9,637	96.89	7	10,626	96.49	7	10,871	96.33	7
中原町	11,075	91.92	34	9,448	91.84	27	9,192	92.60	22
北茂安町	13,991	90.23	41	13,784	90.49	39	13,790	90.44	32
三根町	7,640	91.91	35	8,817	90.74	36	9,652	90.06	34
上峰町	15,457	88.57	46	16,347	88.84	44	14,602	88.66	40
小城町	17,374	92.89	25	19,581	91.86	26	19,531	91.66	28
小日月町	9,298	93.63	21	10,635	92.52	24	10,693	92.51	23
牛津町	7,860	94.18	18	8,591	93.70	17	9,048	93.34	18
芦刈町	4,271	93.07	24	4,333	92.80	22	4,343	92.35	24
佐賀県税事務所計	530,891	92.44		546,771	92.17		559,608	91.68	
唐津市	93,332	91.23	38	100,408	90.51	38	104,556	89.85	36
浜玉町	13,523	88.74	45	15,275	86.82	46	16,918	85.45	46
七山村	764	95.85	11	720	96.12	9	74	95.97	8
巖木町	2,221	95.76	13	2,317	95.55	13	2,357	95.21	11
相知町	1,484	98.34	3	1,462	98.22	4	1,693	97.91	4
北波多村	2,046	95.63	14	2,814	93.67	18	3,013	93.36	17
肥前町	8,460	88.50	47	9,181	86.41	47	8,818	84.51	48
玄海町	6,399	90.82	39	6,941	89.94	41	8,391	89.06	39
鎮西町	3,623	94.59	16	5,266	91.35	32	7,910	86.92	45
呼子町	8,272	85.36	48	8,356	85.82	48	10,807	82.00	49
唐津県税事務所計	140,124	91.52		152,740	90.62		164,536	89.62	
伊万里市	67,083	90.07	42	74,712	88.76	45	80,727	87.86	43
武雄市	28,746	93.82	19	30,999	93.17	20	32,547	92.09	27
鹿島市	35,645	89.89	43	38,745	89.12	43	41,143	87.83	44
有田町	9,884	93.47	22	9,873	93.22	19	9,828	92.24	25
西有田町	3,981	96.03	10	3,993	95.75	11	3,539	95.74	9
山内町	3,524	96.22	9	3,631	95.97	10	3,997	95.16	12
北方町	7,070	92.05	32	8,073	90.71	37	8,436	89.90	35
大町町	7,180	91.36	37	7,284	91.11	34	7,303	90.24	33
江北町	7,995	92.01	33	6,806	93.03	21	6,153	93.24	19
白石町	7,193	95.16	15	6,127	95.15	14	8,193	94.32	15
福富町	1,261	96.97	6	1,216	97.37	6	1,181	97.54	5
有明町	5,833	93.19	23	6,352	92.36	25	5,718	92.71	20
太良町	1,533	98.24	4	1,896	97.72	5	2,353	97.09	6
塩田町	5,118	95.83	12	5,227	95.62	12	4,642	95.30	10
嬉野町	18,040	91.83	36	22,794	89.50	42	25,641	88.06	42
武雄県税事務所計	210,086	92.50		227,727	91.68		241,403	90.82	
県計	881,102	92.32		927,238	91.83		965,546	91.18	

注) 上記金額並びに収入歩合は、現年課税分と過年度からの滞納繰越分を合算したものである。

表 1 7 平成14年度個人県民税の徴収対策（実績）

	佐賀県税	唐津県税	武雄県税
共同催告及び 共同徴収	牛津町……H14. 8. 28 H15. 3. 11～12 芦刈町……H14. 12. 4 H15. 3. 25～26	○肥前町……H14. 11. 15 H15. 2. 14 ○玄海町……H14. 11. 13 H15. 3. 20 ○鎮西町……H15. 2. 5 H15. 3. 27 ○呼子町……H14. 12. 16 H15. 1. 27 4町(539件)	○鹿島市……H15. 1. 10 H15. 2. 13～14 ○嬉野町……H15. 1. 15 H15. 2. 4～5 2市町(980件)
8市町 (1,914件)	2町(395件)		
共同徴収	○小城町……H14. 12. 17～18 H15. 3. 18～19 1町(187件)		
1町 (187件)			
共同催告	諸富町……H15. 1. 20 東脊振村……H15. 3. 20 ○北茂安町……H14. 10. 29 H14. 11. 22 H14. 12. 9	○唐津市……H14. 12. 13 浜玉町……H14. 12. 3 七山村……H14. 12. 16 蔵木町……H14. 12. 3 相知町……H14. 12. 13 北波多村……H15. 1. 17	伊万里市……H15. 3. 28 武雄市……H15. 1. 31 有田町……H15. 2. 18 西有田町……H15. 2. 12 山内町……H15. 2. 7 ○北方町……H14. 11. 18 大町町……H15. 5. 13 江北町……H14. 6. 24 H14. 12. 9 白石町……H14. 11. 15 禰富町……H15. 4. 15 有明町……H15. 1. 21 塩田町……H14. 11. 12 12市町(2,407件)
21市町村 (3,421件)	3町村(419件)	6町村(595件)	
共同徴収相談	○諸富町……H15. 1. 28 実施(40機55機)		
徴収奨励等	●徴収奨励 H14. 4. 3～4……管内全市町村実施 H14. 10. 2. 30. 11. 1……管内20市町村実施 (佐賀市・鳥栖市・多久市・諸富町・川原町・東与賀町・久保田町・大和町・神崎町・千代田町・三田川町・東脊振村・基山町・中原町・北茂安町・三根町・上峰町・小城町・三日月町・芦刈町) ●研修会 H14. 9. 26……多久・小城地区税務協議会・滞納処 分研修会講師派遣 ●税務協議会 H14. 10. 7……鳥栖・三神地区税務協議会	●徴収奨励 H14. 6. 6～10……管内全市町村実施 H14. 10. 23～24……管内全市町村実施 H14. 12. 6～9……管内全市町村実施 H15. 2. 18……管内3市町村実施 (唐津市・浜玉町・鎮西町) H15. 4. 10……管内全市町村実施 ●管内市町村課長・係長会議 H14. 9. 26 実施 ●管内市町村税務協議会・滞納処分研修会 H14. 10. 8 講師派遣	●徴収奨励 H14. 6. 24. 27……管内全市町実施 H14. 11. 13……管内7市町実施 H15. 1. 14～15……管内全市町実施 H15. 3. 25～26……管内3市町実施 ●三税協議会 H14. 10. 11 開催(伊万里税務署管内) H14. 10. 27 開催(武雄税務署管内) ※共同徴収、催告要請、情報交換、処理検討 研修等 ●管内市町村税務主管課長・担当者会議 H14. 10. 31 開催 ※共同徴収、催告の実施及び法定日私込み 早期かつ適正な不納欠損処分等について要請

※「○」は市町村課による共同徴収の推薦があった市町村

5. 徴税費について（監査意見）

県の徴税費については、総務省が作成する課税状況調査資料によると、表18「過去5年間の徴収費の推移表」のとおりである。

平成14年度の数値について九州各県との比較を行ったが、税収入に対する徴税費の割合、職員1人当たりの徴税額・徴税費等の割合を見ると九州内の順位はいずれも3位で、まずは良好であった。今後もより一層の効率的な業務運営を期待するものである。

表18. 過去5年間の徴税費の推移表

(単位：千円)

区 分		平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度		
税 収 入	予 算 額 (イ)	88,572,000	83,305,000	87,188,000	84,876,000	73,897,000		
	調 定 額 (ロ)	91,226,564	86,159,093	90,098,098	87,157,137	76,507,051		
	収 入 額 (ハ)	89,356,960	84,195,040	88,080,963	85,070,835	74,328,004		
徴 税 費	人 件 費	職 員 給	609,757	624,720	608,529	592,625	567,653	
		諸 手 当	超 過 勤 務 手 当	11,189	11,524	11,926	11,421	11,046
			税 務 特 別 手 当	32,714	32,261	31,041	29,712	28,752
			そ の 他 の 手 当	353,195	342,953	324,017	313,548	283,561
		小 計	397,098	386,738	366,984	354,681	323,359	
	そ の 他 の 人 件 費	205,154	214,702	207,933	200,610	182,571		
	計 (A)	1,212,009	1,226,160	1,183,446	1,147,916	1,073,583		
	需 用 費	旅 費 (B)	18,766	17,662	17,884	16,801	16,800	
		需 用 費	56,642	48,524	47,641	45,378	43,766	
		通 信 運 搬 費	43,630	45,058	49,278	49,806	46,439	
備 品 費		0	876	1,623	3,302	2,087		
そ の 他	198,015	215,083	199,418	212,446	182,583			
計 (C)	298,287	309,541	297,960	310,932	274,875			
徴 収 取 扱 費 等	個 人 県 民 税 徴 収 取 扱 費	納 税 通 知 書 の 数 分	21,966	23,605	23,803	23,663	23,951	
		振 込 金 額 分	796,827	806,773	787,708	775,776	749,752	
		そ の 他	24,388	26,850	25,081	25,700	21,624	
	小 計	843,181	857,228	836,592	825,139	795,327		
	地 方 消 費 税	30,027	30,940	30,790	29,289	26,966		
	納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	6,512	4,837	3,441	400	400		
	特 別 徴 収 義 務 者 に 対 す る 交 付 金 等	特 別 地 方 消 費 税	11,374	10,202	10,066	0	0	
		軽 油 引 取 税	306,177	299,630	304,576	291,909	279,986	
小 計	317,551	309,832	314,642	291,909	279,986			
そ の 他	7,310	6,866	3,000	3,000	3,000			
計 (D)	1,204,581	1,209,703	1,188,465	1,149,737	1,105,679			
合 計 (A)+(B)+(C)+(D) (ニ)	2,733,643	2,763,066	2,687,755	2,625,386	2,470,937			
税 収 入 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	対 予 算 額 (ニ)/(イ)	3.09%	3.32%	3.08%	3.09%	3.34%		
	対 調 定 額 (ニ)/(ロ)	3.00%	3.21%	2.98%	3.01%	3.23%		
	対 収 入 額 (ニ)/(ハ)	3.06%	3.28%	3.05%	3.09%	3.32%		
徴 税 吏 員 等 数	吏 員	148人	147人	142人	138人	136人		
	嘱 託	8人	7人	6人	6人	4人		
	計 (ホ)	156人	154人	148人	144人	140人		
	臨 時 職 員	1人	2人	1人	1人	1人		
徴 税 吏 員 1 人 当 た り 徴 税 額	(ハ)/(ホ)	572,801	546,721	595,142	590,770	530,914		
徴 税 吏 員 1 人 当 た り 徴 税 費	人 件 費 (含 む 旅 費) (A)+(B)/(ホ)	7,890	8,077	8,117	8,088	7,788		
	物 件 費 (含 徴 収 取 扱 費 等) (C)+(D)/(ホ)	9,634	9,865	10,043	10,144	9,861		
	計 (ニ)/(ホ)	17,523	17,942	18,161	18,232	17,650		
事 務 所 数	税 務 事 務 の み を 所 管 す る 事 務 所 数	3所	3所	3所	3所	3所		
	〃 を 併 せ て 〃	所	所	所	所	所		
	計	3所	3所	3所	3所	3所		

- ① 職員数は若干減少しているが、税収がそれ以上に減少したため人件費率は高くなった。また職員1人当り徴税額も当然に減少している。なお、平成12年度、13年度の1人当りの徴税額が多かったのは郵便局の定額貯金の満期到来による県民税利子割の特別の増収分によるものである。
- ② 個人県民税の徴収取扱費とは、地方税法第47条及び佐賀県税条例第39条の規定により個人県民税の賦課徴収費の補償として市町村に交付するものである。その計算の内訳は、納税通知書等の発行、1枚につき60円と個人県民税の徴収額の7%の合計額である。

6. 本庁と県税事務所との連携について（監査意見）

双方の連携の手段として、次表のとおり定期的に、所長・副所長等会議や各部門の課長会議の開催により、税務行政運営全般から各税目の賦課徴収対策等について協議されている。

この他、未収金処理審査会や未収対策会議の開催により、滞納事案の個別討議や不納欠損処分案件の処理方針が協議されている。（平成14年度中に開催された会議の開催状況は表19参照）

これらの会議での協議のほか、税務課においては県税事務所の事務処理状況を把握するため様々な報告を義務づけている。

例えば、納税に関する報告としては次のようなものがある。

特別滞納整理班の処理状況	2回
納税相談の実施状況	2回
自動車税滞納整理強化月間	1回
個人県民税共同催告実施状況	1回

こうした中、県税事務所間の事務処理の統一性を保つため、税務課ではその取扱について通達や通知を出しているが、県税事務所では必ずしもその通達等に基づく処理が徹底されていない面も見受けられる。

本庁と出先機関が十分連携していくことが税分野の諸課題の解決にもつながると思慮されるので、通達通知の周知徹底はもとより、これまで以上に連携の強化を図ることが必要であると考えます。

表19 14年度中に開催した会議の開催状況

班係	会議等の名称	開催日	参加対象者	参加人員	議題
庶務企画担当	第1回県税事務所副所長等会議	平成14年4月15日	県税事務所長・副所長 県税広域対策室長 税務課長・参事・副課長・各係長	15	14年度税務行政の運営について 県税条例の一部改正の概要について 13年度の税収確保について 総務部長徴収督促について 課税の諸問題について 14年度の主要な行事について 13年度県税収入決算概要について 14年度県税徴収対策について 産業廃棄物税(仮称)骨子案及び今後の取組について 法人事業税への外形標準課税制度の導入について 県税条例等の改正について 県税徴収対策について 決算特別委員会及び11月議会の質疑等について 産業廃棄物税(仮称)専門家懇話会における検討状況について 税務職員研修の在り方について 電子県庁について 法人事業税への外形標準課税制度の導入について 核燃料税関係について
	第2回県税事務所副所長等会議	平成14年7月17日			
	第3回県税事務所副所長等会議	平成14年12月11日			
	第4回県税事務所副所長等会議	平成15年3月20日			2月議会における条例制定について 県税収入見込みについて 15年度歳出予算について 15年度地方税制改正等の概要について 自動車二税課税免除、減免の取扱について 15年度の税務運営について
納税担当	未収金等処理審査会 第1回未収対策会議 第2回未収対策会議 第1回納税課長・係長等会議 第2回納税課長・係長等会議 第3回納税課長・係長等会議	平成14年10月25日 平成14年4月30日 平成15年1月30日 平成14年4月22日 平成14年7月8日 平成14年10月7日	所長、副所長、納税課長等 所長、副所長、納税課長等 所長、副所長、納税課長等 納税課長、納税係長、収納係長等 納税課長、納税係長、収納係長等 納税課長、納税係長、収納係長等	20 18 18 20 20 20	不納欠損等未収案件の処理方針等 滞納事案個別討議等 滞納事案個別討議等 H14主要行事、H13収入見込、徴収対策等 H13収入見込、H14徴収対策等 H14収入状況、徴収対策等
課税班	課税課長・係長会議 家屋評価における三県税合意事項打ち合わせ H15基準評価替えに伴う三県税合意事項打ち合わせ 軽油引取税に対する輸入対策会議	平成14年4月19日 平成14年7月4日 平成14年10月30日 平成14年6月11日	課税課長・係長及び副室長 家屋評価担当者 家屋評価担当者 対策チーム職員	18 8 8 22	H13県税調査収入状況及びH14当初予算等について 家屋評価における三県税合意事項打ち合わせ H15基準評価替えに伴う三県税合意事項打ち合わせ 軽油の輸入事案に対する対応方法の研修
自動車税班	該当なし				

7. 滞納金徴収カードの取扱いについて（監査結果）

各税目において、納期限までに納付されなかった場合には、電算システムにより「滞納金徴収カード」が発行され、このカードには、滞納者氏名・住所・課税年度・税目・税額・督促年月日・納期限・入金状況・催告状況などが記載されることとなっている。その後の管理・徴収業務は、基本的にこの滞納金徴収カードに基づいて行われるため、カード自体の管理や取扱いは非常に重要であるが、下記のような点につき改善の余地があると考ええる。

(1) 検印担当者印関係について

滞納金徴収カードには、担当者印欄と検印欄があるが、多くのカードにおいてその押印やサインの記入がない。担当者印欄は誰が交渉を行ったのかを明確にする意味で、検印欄は上司の検閲が行われたことを明らかにする意味で必要であり、検印がないのは検閲がなされているのか判断できず問題である。

また、検印がきちんと押されるようになれば、当該検印欄に押印が無いことはそれら検証が済んでいないことを表すことになり、(次に見るときはその後の部分を中心に見ればよいことになる。)業務効率化の観点からも有用であると考ええる。

(2) 完納された滞納金徴収カードの取扱いについて

滞納金徴収カードは、本税が完納されれば完納カードとして別に整理される。完納時にはその内容、すなわち、完納日・納入金額を記載し、完納カードとして整理がついたことをカード上において明確にした上で別区分として整理されるべきであると考えるが、完納日あるいは納付額の記入がないものが見受けられるなど、完納時の記載内容については、担当者間にバラツキが見られた。

もちろん、大半のカードは適正に記載されているが、徴収業務におけるカードの重要性から考えると、最後まで厳格に取扱い、完納であることをカード上においても明確にした上で整理すべきと考ええる。

また、上記(1)(2)以外にも滞納金徴収カードの取扱いに関しては、カードへの記入が鉛筆で非常に薄く書かれているものや、記入内容がわかりにくいものなどもあった。厳格に取扱うべきである。

8. 分割納付の取扱いについて（監査意見）

一括納付が困難な場合に止むを得ず一定期間内に分割納付を認める場合があるが、その際窓口相談等に来た滞納者からは、分納の誓約書を入手しているが、窓口に来ない滞納者からの分割納付の申出に対しては電話による承諾だけで、誓約書は入手されない場合が多い。

強行に誓約書を要求すれば、滞納者から拒絶され逆に納付に至らないような場合も想定されるところであるが、電話による分割納付の申出に対しても、以下のような理由により可能な限り後日誓約書を入手するようにすべきである。

- i 分納誓約書を提出させるということは、滞納者との間で文書により納付の約束を行うものであり、口頭の場合に比べ当然に拘束力も強く滞納者の納付意識を高めるものである。
- ii 時効の中断手段となる。
- iii また、現在分納誓約書を提出した滞納者については、その誓約書をもとに電算システム上、分納者である旨の登録がなされ期日管理等が行われるようになってきている。分納者であることを明確に把握しシステム上で管理していくためにもできるだけ誓約書の提出を要求する必要がある。

9. 延滞金の徴収について（監査結果）

延滞金は本税が完納された時点で具体的に確定（発生）するが、その時点で調定額として計上されるのではなく、収入があった時点でその収入額が調定額として計上されることから、各担当者は時効の進行に気づきにくい面がある。したがって、各担当者はもちろん、上司も常にその管理に十分意を配らなければ、時効により徴収権が消滅することとなり、延滞金を納付した者との間に不公平が生じることとなる。

従来、延滞金については延滞金の発生当初催告書が発送されるが、その後の管理状況は十分でなく、各年度において時効により消滅した延滞金の金額さえ集計されていない状況である。現状での延滞金に対する取組み方では、ペナルティーとしての延滞金の意味合いが弱いものとなっている。

因みに、監査人の依頼により税務課が算出した平成10年度発生分の未納延滞金額（平成15年10月15日現在）は約28百万円（15年4月から基準日までの間に既に時効により消滅した延滞金は含まれていない。）であり、既に発生から4年半以上の期間が経過しており、このまま推移すると徴収権が消滅する懸念がある。

表 20 延滞金未納額一覧表

平成10年度に発生した延滞金のうち、5年が経過する今年度において未だ未納となっている延滞金の一覧表である。基準日は平成15年10月15日現在で、15年4月から基準日までの6ヵ月半の間において、時効が成立したものは含まれていない。

(単位:千円)

税目	事務所名		佐賀県税事務所		武雄県税事務所		唐津県税事務所		県合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
法人県民税	48	282	25	102	7	42	80	426		
個人事業税	166	2,288	72	355	22	370	260	3,013		
法人事業税	32	1,152	11	519	14	1,483	57	3,153		
不動産取得税	73	4,779	46	1,209	15	231	134	6,220		
特別地方消費税	132	1,482	140	3,378	61	183	333	5,043		
自動車税	560	2,818	260	1,135	117	464	937	4,416		
料理飲食等消費税	41	3,736	15	1,771			56	5,507		
軽油引取税	10	150					10	150		
合計	1,062	16,686	569	8,470	236	2,773	1,867	27,929		

こうしたことから、県は、従来、発生時にのみ催告書を発送していたものを、平成15年度からは年に1回(時効を迎えるまでの5年間)、延滞金のみの滞納者に対して催告書を発送するよう改善がなされている。しかし、延滞金の徴収をさらに強力に行うためにはこれだけでは十分でなく、本税の完納時あるいはその後も引き続き接触し強力に納付を促すべきであり、本税と同様の認識をもって徴収に当たるべきである。

担当者が本税に重点を置くことはある程度理解できるが、本税も延滞金も同じ租税債権であるとの意識をさらに強くもつ必要があると感じられ、そのためには、本税が完納となった滞納金徴収カードについても、延滞金が完納となるまでは常に担当者が手元に置き、厳格に管理・徴収すべきであると考えられる。

10. 県税広域対策室の業務について（監査意見）

佐賀県税事務所には、平成12年4月に、県下の徴収困難事案の滞納整理を集中的に行い県税未収額の縮減を図ること、また軽油引取税の県内の調査業務体制を一元化し強化することを目的として「県税広域対策室」（以下「対策室」という。）が新たに設置されている。

ここでの徴収事務は、各県税事務所において所管する滞納者のうち以下のような滞納事案を引き継いでいる。

- ①高額滞納事案：滞納額が100万円以上の者で、かつ、徴収困難なもの
- ②広域滞納事案：複数県税事務所に滞納があり、その滞納額が100万円以上の者で、かつ、徴収が困難なもの
- ③換価困難事案：滞納処分済事案のうち所管事務所において換価事務処理が複雑なもの
- ④その他困難事案・関係事案等

今回の監査に際しては、対策室所管となっている徴収困難事案のうち滞納金額が300万円以上のものについて、滞納者との接触状況や交渉過程、今後の徴収方針等についてヒアリングを行った。その結果、それぞれの滞納者との接触は頻繁に行われ、その状況の把握はよくなされていると認められた。また、徴収状況についてはもともと困難な事案に対する徴収事務であるため、確かに様々な苦労があるようであったが、従来県税事務所で徴収事務を行っていたころに比べれば、専門的・集中的に行う対策室の徴収事務がかなりの効果をあげていることは認められた。今後とも引き続き対策室の機能保持が図られるよう期待するものである。

また、各県税事務所との業務分担に関して、武雄県税事務所所管の不動産取得税の高額滞納案件で、もともと対応が非常に難しく、実際に滞納整理がほとんど進んでいない案件であるが、監査実施日現在対策室の所管とされていないものがあった。

そもそも対策室は、徴収困難事案の滞納整理を集中的に行うことを目的に設置されており、このような案件については対策室の所管のもと徹底的な徴収を行う必要があるものと考えられる。

県税事務所所管の滞納者のなかで上記のように実際には対応が難しく滞納整理が進んでいないようなものがないかを再度確認し、そのような滞納者が存在した場合には滞納整理方針等を再度徹底的に検討すべきである。

なお、当該案件については、その後対策室に管理が引き継がれている。

1 1. 他県居住者の徴収について（監査意見）

県外滞納者に対する臨戸徴収については、県税事務所ごとに毎年12月から翌年3月の間に実施されている。関東、関西の臨戸徴収は、二人一組にて6班から8班を構成し、滞納者の居住地等を考慮して割り振られた地区を通常は一泊二日にて行われ、この2日間で約10件弱の滞納者を訪問するというやり方である。実施する前には、各担当者が滞納金徴収カード等をもとに滞納者の状況を把握するとともに、事前の連絡等により滞納者の状況調査や、臨戸予定日の面会の約束も行う。

佐賀県税事務所では、平成14年度（1回目分）の場合、関東、関西地域在住する75人の滞納者に対して8班体制で実施されている。

当該滞納者の滞納金額は合計で4,153千円であり、報告書上示されている平成15年5月末現在での回収額はこのうち690千円である。この後に入金がなされた分もあろうが、当該首都圏への臨戸のための費用（旅費・宿泊費）を考慮すると、そのやり方には一考を要するところであろう。

県外での臨戸徴収をより効果的に行うためには、いかに数多くの滞納者に効率的に接触するかが重要であると考えられる。例えば、実施期間を1日延長し二泊三日にただけでも、費用の面では1日分の宿泊費は当然増加するが、現状の一泊二日の場合における往復の時間及び移動時間の占める割合等からしても、また、費用との兼ね合いからしても、現在に比べかなり効率的な臨戸が実施できるようになるのではなかろうか。

また、各県税事務所ごとに実施されている出張を3県税事務所合同で実施すれば、臨戸件数をもっと増加させることができると考える。

今後、こういった面についても十分に検討されたい。

税総合情報システムの運用・情報セキュリティ対策関係

昨今の社会における情報化の進展は急激なものであり、社会全体が大きな変化を遂げていく中で、政府においても平成13年1月に「e-japan戦略」を打ち出し、国家としてのIT化に取り組んでいる状況である。

佐賀県においてもこうした国の動向を踏まえ、新しい行政ニーズへの対応と一層の行政事務の効率化を実現させるために具体的施策をまとめた「佐賀県電子県庁基本計画」を策定し、様々な業務システムが横断的に連動した「電子県庁」構築に向けての準備が進められている。

最近では、民間企業による顧客情報の流出等の問題が頻発し、個人情報に関する犯罪や問題が多数発生している状況であり、県においても上記のような取組みを進めていく中で、個人情報の保護等の情報管理対策が確立されなければならない。

こうした中、県の情報セキュリティ対策については、平成14年4月に「佐賀県情報セキュリティポリシー」(以下、「セキュリティポリシー」という。)を定め、地域・情報課を中心として全庁的に情報セキュリティ対策確保に対しての取組みを開始している。

セキュリティポリシーの中において「情報セキュリティ」とは、「情報資産の機密の保持及び正確性、完全性の維持並びに定められた範囲での利用可能な状態を維持すること」と定義されており、これを確保するために特に認識すべき「情報資産への脅威」として、以下のような事項が示されている。

- ① 部外者による故意の不正アクセス又は不正操作によるデータ・プログラムの持出・盗聴・改ざん・消去、機器及び媒体の盗難等
- ② 職員等及び部外委託者による意図しない操作、故意の不正アクセスまたは不正操作によるデータやプログラムの持出・盗難・改ざん・消去、機器及び媒体の盗難及び規格外の端末接続によるデータ漏洩等
- ③ 地震、落雷、火災等の災害並びに事故、故障等によるサービス及び業務の停止

現在のようないわゆる情報化社会の中では、情報そのものが上記のような様々な脅威にさらされており、このような脅威から情報資産そのものを守るために情報セキュリティ対策が必要になってくるわけである。

税務業務に関しては、もともと個人のプライバシーに関する情報を扱う業務であり、個人情報の保護が非常に強く要請される業務である上に、地方税においても近い将来において電子申告の導入が見込まれる中、情報セキュリティ対策は、より一層高度なレベルのものが要求されてくることになる。

このため、今回の税務業務に関する監査に際しては、情報セキュリティ対策の観点

からの検証と現行の税総合情報システムに関する規定と運用状況についての監査を試みることにした。

1. 宛名修正作業の承認手続等について（監査結果）

電算システム上登録されている納税者や特別徴収義務者の住所や氏名等を修正したり納税者番号を統合する作業（以下、当核作業を「宛名修正」という。）を行う場合には、各県税事務所ごとに定められている宛名管理者の承認を得なければならないようになっており（運用規程第3.3）、また、宛名管理について必要な事項は、別途定められている「宛名システム電算事務処理要領」に従うべき旨が定められている。

しかしながら、実際の宛名修正作業については、その都度担当職員が随時修正を行っており、必ずしも修正前に承認手続がとられていない。修正誤り等の脅威から情報を守るために、データを修正する場合には必ず入力前に宛名管理者の承認を受けるようにすべきである。

かつ、その承認書類については、一定期間は保存され、上記承認手続の経緯が明らかになるようにすべきである。

2. データの受渡し業務について（監査結果）

不動産取得税や法人二税（法人県民税・法人事業税）等の課税データ入力に関しては外部委託方式がとられている。その際のデータの受渡しは各県税事務所から税務課、地域情報課、外部の委託業者との流れで引き渡される。

各県税事務所と税務課間のデータ受渡しに関しては運用規程第6に定められており、税務課から各県税事務所へ入力票と出力された結果データを返却する場合に、電算出力帳票授受簿により行うべき旨定められているが、実際には入力票と結果データがそのまま返却されるのみで、授受簿に受渡しの記録が残されてはいない。

また、入力データを外部業者に渡すまでの各段階における受渡しも記録することとなっているが、その事実を明らかにするような資料は何ら残されていない。

言うまでもないが、税務に関する情報は一般的に個人のプライバシーに関するものであり、データの授受にあっては、データの持出・盗難・改ざん等の脅威から情報資産を守るために慎重な対応が求められ、確実な受渡しが行われるようにすべきである。特にデータの受渡しが数回に及ぶような場合にはそれだけデータ流出等の可能性が高まるわけであり、受渡しの各段階にお

いて、受渡し日時・受渡しの双方の担当者・受渡しデータの内容等を明確にする記録を残し、受渡しの事実を明らかにするようすべきである。

3. 情報セキュリティ対策への取組みについて（監査意見）

県では平成16年度中に「電子県庁」の構築を目指しており、その前提としてセキュリティポリシーを定め、個人情報保護などの情報セキュリティ対策の推進を図っている。

セキュリティポリシーでは、「一定の普遍性を備えた部分（基本方針）」と、「県のネットワーク及び情報システムに係る情報資産を取り巻く状況の変化に依存する部分（対策基準）」に分けて策定されており、これに基づき各情報システム毎の具体的な情報セキュリティ対策の実施手順（システム単位・特定の対象者・用途別に策定される規程）を策定することをその冒頭で定めている。

（1）税務課における取組みについて

こうした中、税務事務は電算システムにより運営がなされており、上記セキュリティポリシーに従えばこの税に関する電算システムについての情報セキュリティ実施手順が定められなければならないこととなる。

しかしながら、現状は、セキュリティポリシーが作成される以前に定められた運用規程（平成4年9月1日施行、最終改正平成13年4月1日）に基づいて行われており、セキュリティポリシーの内容を十分に反映したものにはなっていないので、早急にその制定が必要であると考ええる。

税務課では、現在開発中の電子申告システムの中で税システムに関する実施手順の整備やそのための検討を行うこととしているが、税に関する情報は極めて重要な情報であるため、

① 現行の運用規程とセキュリティポリシーとを照らし合わせ、現状の運用規程でカバーできる分とそうでない部分を十分に検討する。

その結果、現状の規程がセキュリティポリシーに定めるようになっていない部分については、

② 早急に対応すべき部分とそうでない部分を明らかにする。

さらには早急に対応ができないものや、費用等の面から対応が難しい部分については、

③ 現状の取扱でよしとするのか、それとも今後の検討課題として改善を目指していくのか明らかにする。

等の検討や対応が早急に必要であると考ええる。

また、セキュリティ上重要な手続であるにもかかわらず対応が困難なものについては代替的な方法として他の牽制チェックシステムを取り入れることを検討するなど、電算システムにおけるセキュリティポリシーの確立を行われたい。

(2) 県全体での取組みについて

現状で上記(1)のようなことが十分に行われていない背景には、県全体での情報セキュリティに対する認識がまだまだ十分には浸透していない状況であるという印象を受けた。

全庁的にみれば、情報セキュリティ対策を主管する部署が、先ずは全職員に情報セキュリティ対策の必要性を十分に認識させることが重要である。

現状では、「電子県庁」の本格的稼動の前であるし、情報セキュリティポリシーに関しては、まだ導入当初の段階という認識であるのかもしれないが、平成14年4月に情報セキュリティポリシーを制定し、情報セキュリティ対策に取り組もうとする意向と、実際の認識や対応との間には、ギャップを感じた。

セキュリティポリシーは、県の全ての職員が遵守すべきものであり、間近に迫る「電子県庁」の構築や電子申告の導入に向け十分に浸透される必要がある。また、それだけでなく昨今のように急激な変化を遂げる情報化社会の中においては、常にその時点での環境の評価を行い、その変化に対応できる情報システムの構築に向けて努力していかなければならない。